

会議名 (審議会等名)		川西市個人情報保護審議会(第40回)		
事務局 (担当課)		総務部 行政室 総務課 内線(2321)		
開催日時		平成19年6月29日(金) 午後6時00分～午後8時00分		
開催場所		本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	池田委員(会長)・長尾委員(副会長)・井手委員 井上(克)委員・井上(典)委員・岡本委員・園田委員・中村委員 坂東委員		
		欠席委員:木原委員		
	実施機関	《市民生活部保険年金室保険年金課》 今北室長・井谷課長・山口主幹・山田主幹・大島 《中央図書館》 森岡館長・山本主幹・高木主査		
	事務局	岩井室長・森課長・佐藤課長補佐・岩脇主査・竹下		
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0 人	
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第	1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第27号 後期高齢者医療制度における個人情報の取扱いについて 諮問第28号 図書館システムの保守管理業務に係る個人情報の提供について 3 その他			
会議結果	当該諮問(第27号及び第28号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。			

会 長：あいさつ

事 務 局：説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料 開催通知

諮問書（第27号）

諮問書（第28号）

本日提出資料 レジメ

諮問書（第28号）の別紙

諮問書第28号に関する資料

図書館システムのリモートメンテナンス資料

審議事項

(1) 諮問第27号 後期高齢者医療制度における個人情報の取扱いについて

(2) 諮問第28号 図書館システムの保守管理業務に係る個人情報の提供について

会 長 副会長がちょっと遅れて来られるようではありますが、じき見えられると思いますので、第40回の川西市個人情報保護審議会を開催したいと思えます。本日は1名の委員がご欠席というご連絡いただいているそうですが、川西市個人情報保護審議会規則の過半数の委員が揃ってあるということで定足数を満たしておりますので、会が有効に成立するということで進めさせていただきます。本日の次第を見ていただきますと、諮問事項が2つあるわけで、1つは後期高齢者医療制度における個人情報の取り扱いについて、もう1つは図書館システムの保守管理業務に係る個人情報の提供についてということです。この2つの案件についてご審議をお願い致したいと思えます。今日はその次第では、後期高齢者医療制度が先で図書館システムの方が後になっておりますけれども、後期高齢者の医療制度の方が少し資料がありまして、説明も長くなりそうなので、先に諮問第28号の図書館システムの保守管理業務に係る個人情報の提供についてこれをご審議頂きたいと、こういう風に思っております。まず、事務局の方ですね、本日配布されておりますこの文書、その他の確認等についてお願いいたします。

事 務 局 事務局 説明（諮問第28号案件の説明含む）

会 長 ありがとうございます。そうすると、まず最初にここでご審議いただく図書館システムの保守管理業務に関わる個人情報の提供について、これは条例の第13条の第2項にありますように、電子計算機の結合による提供の禁止の例外として、実施機関は公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められている時、ということのご審議をいただくということですが、これについて中央図書館の方の担当の方、これは生涯学習部っていうんでしょうか、お見えになってますか。

事 務 局 申し訳ございません。それと、本日後期高齢者の案件がございますので、入室の方は一緒にさせていただこうと考えておりますので、少しここで後期高齢者の概要の方も、引き続き担当の方からご説明させていただければと考えておるんですけども…。

会 長 そうですね。一応は、一つ一つ審議するということで、最初に一括して諮問の各部署における説明を聴いて、一応、退室願ってから審議しますわね。ですから、最初に2つをご説明いただくことにしましょうか。

事務局	<p>ありがとうございます。それでは、後期高齢者の部分につきまして、概要の方、事務局の方から引き続きご説明させて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局 説明（諮問第27号案件の説明含む）</p>
委員長	<p>ちょっと質問なんですけど、よろしいですか。</p>
委員長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>今のご説明で、諮問の27号については常時接続ではないけれども、この委員会に諮るといふそういうご主旨でしたよね。</p>
事務局	<p>図書館のシステム関係ですか。</p>
委員	<p>後期高齢者。図書館の方もこれも常時接続ではないんですね。</p>
事務局	<p>申し訳ございません、後期高齢者の方につきましては常時の接続に繋がっている状態でございます。ただ一方的に、通常オンライン結合と申しますとデータのやり取りなんですけれども、こちら側から一方的に広域連合に情報を送ると、向こうからはこっちには自由には入って来れないと、というような内容です。</p>
委員長	<p>常時接続は常時接続ですか。</p>
事務局	<p>常時です。図書館の部分につきましては、リモートメンテナンスと申しまして、一応はメンテナンスをする時に常時の接続の状態になる。普段はもちろん繋がらない状態なんですけど、そういった意味合いで、一応結合といった部分も広く捉えさせていただきまして、本日諮問にあげさせていただいております。。</p>
委員長	<p>わかりました。今ご質問ありましたけど、27号、28号の諮問案件について概略の説明をいただいたんですけど、この時点で何かご質問ありませんか…。これ逆になってますけどね、説明の順序が、27号の方の後期高齢者制度の方は諮問はあるんですけど、なんか別紙みたいなのはありますか。</p>
事務局	<p>いや、ございません。</p>
委員長	<p>それがないわけやね。</p>
事務局	<p>ないということで、ちょっと難しかったとので、今回このようなインデックスを付けさせていただいて、本来なら別紙にあたる部分がこの後ろの「インデックス1～5」というところで、幅広く対応させていただいております。</p>
委員長	<p>そういう意味にご理解いただきたいということになるわけですね。だけど、作ろうと思えば作れるんじゃないの。なんか他のものと突き合わせた時には、この書式というのは非常にわかりやすいのでね。この手のものを作っていただくのはありがたいですね、我々としては。</p>

事務局	わかりました。
会長	<p>それではですね、一応、説明をしていただくという方々に待機をしていただいておりますので、お入りいただくということで宜しいでしょうか。それでは、よろしくお願い致します。</p> <p>実施機関 入室</p>
会長	<p>職員の皆さん、遅い時間にお集まりいただき、ありがとうございます。本日はこの審議会で、諮問第27号ということで、後期高齢者医療制度における個人情報の取り扱いについて、それから諮問第28号ということで、図書館システムの保守管理業務に係る個人情報の提供についてということ審議するとしておりますので、これに関わってご説明いただくということでお越しいただきました。諮問は27、28ということで、27が後期高齢者、28が図書館システムになっているんですけども、本日はちょっと順序を変えてですね、28の方から先程から説明いただいておりますので、ご説明の方も生涯学習部の中央図書館の担当の皆さんの方から最初にご説明いただきたいと、こういう風に思います。とりあえず今日お越しになった方、どなたか自己紹介いただければありがたいと思いますけど。では、中央図書館の方よろしくお願いします。</p>
実施機関	<p>中央図書館館長の森岡でございます。よろしくお願ひいたします。中央図書館主幹の山本です。どうぞよろしくお願ひいたします。中央図書館の高木と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>どうもありがとうございます。ちょっと後になって恐縮ですけど、市民生活部の保険年金課の皆さんも同時に入室されましたので、ちょっとご紹介よろしくお願ひします。</p>
実施機関	<p>今晚は、保険年金室長の今北と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。失礼します。保険年金課長の井谷と申します。よろしくお願ひ致します。保険年金課主幹、山口と申します。よろしくお願ひします。保険年金課主幹、山田と申します。どうぞよろしくお願ひします。保険年金課の大島と申します。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。それでは早速ですね、諮問第28号の事案の方からお願ひしたいと思ひます。我々の方には、一応、諮問書とそれから本日資料をお配りいただいておりますので、それを前提にお願ひ出来ればと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>
実施機関	<p>それでは、お手元に配布させていただいております資料に基づきまして、ご説明いたします。現行の中央図書館で運用をしております図書館システムは、平成19年3月に更新をしておりますが、このシステムにおいて障害等が発生した時の対応として、今回、通話回線を利用したシステムの点検、復旧作業、すなわちリモートメンテナンスの導入を検討しております。リモートメンテナンスは、障害発生時に中央図書館と保守管理委託先との電話対応及び通信回線を用いることにより、障害発生時の原因発見及びシステム復旧作業が早期に対応できる、市民サービスの低下を招かないよう円滑な図書館システムの運用を行うために導入しようとするものであります。特に、中央公民館におきましては、中央図書館の開館時間は10時でございますが、それより1時間早い9時から開館を</p>

<p>会 長</p>	<p>しており、開館前に障害発生の発見をしますと、中央図書館員が委託先へ通報し、早期に対応することができることとなります。リモートメンテナンスの運用の手順でございますが、通信回線は常時接続とせず、障害発生時においてリモートメンテナンスが必要な時のみ接続することとし、次のような手順で行います。まず、障害の発生を中央図書館、公民館図書室側にて発見しますと、中央図書館から受託先に電話にて障害の発生及び状況を説明します。障害の状況により、中央図書館より受託先へ、FAXにてリモート接続許可書を送信します。送信後、リモートメンテナンス用機器をオンにして、リモートメンテナンス通信回線を接続し、受託先においてリモートメンテナンス作業を開始します。そして、完了後、速やかにリモートメンテナンス用機器をオフにし、通信回線を切断。これは電話で確認します。そして、作業終了後は受託先より報告書を受信するものとしております。これにより、システム障害以外のハード面でも障害の発見ができ、迅速な対応が可能となります。なお、ハード部分、付属機器の障害については、現地での対応となります。次にセキュリティのことでございますが、通信回線は常時接続、常時監視ではなく、障害発生時等保守管理業務が必要な時のみ接続することとし、復旧後は速やかに切断します。通常時は、回線接続用機器の電源をオフにしているため、外部及び受託先からのアクセスが遮断された状態となっております。そして、リモートメンテナンスによる保守管理業務を行う場合は、事前に作業依頼書兼リモート接続許可書を提出させ、図書館側の承諾の元に接続して作業を行い、作業終了時には作業報告書を提出させることとしております。以下、契約書におきまして、秘密保守等の条項を規定し、リモートメンテナンスについても保守範囲を規定し、個人情報保護を図ってまいります。以下、図書館システムの概要をでございます。これは現行でございますが、システムの主な機能といたしまして、カウンターの業務、図書の貸出返却等がメインでございまして、次に、内部業務、管理業務でございます。そして、OPACといたしまして館内の蔵書の検索についての機能を設置しております。外部接続、インターネット、移動図書館、以上のシステムが機能が含まれております。そして、個人情報でございます。個人情報では、図書館サービスを受けるためには、登録事項を本人から収集しておりまして、次の項目をコンピューター処理しております。氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、勤務先又は通学・園先の名称、電話番号、図書館カード番号、現在の貸出・予約一覧等でございます。そしてシステム運用上の安全対策としましては、図書館システムのセキュリティ対策として、以下の項目について設定して対応しております。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。今、ご説明をいただきました。どうぞ致しましょうか…。図書館業務に関わるもののご説明について、先にご質問を頂きますか。それとも、28号事案の方のご説明も頂いてからということにしますか…。一緒にみえたんで、一緒にお帰りなされた方がいいということかと思うんですけども、委員の方としては、今聴いた、説明いただいたことを直ちに質問した方がいいと思うんですよ、忘れちゃうからね。ですから、恐縮ですけども、ちょっとお待ちいただいて、先に図書館業務の方をやっていただいて、終わったら先に退室していただいて結構だと思うんですけど。それでよろしいですね。それでは、今頂きましたご説明について、何なりとご質問があればお尋ねいただきたいと思いますけど。どうでしょうか、よろしいでしょうか。</p>
------------	---

委 員	この業者ですけれど、所在地はどこにあるんですか。
実施機関	一応、本社は東京になります。営業所等につきましては、大阪等に所在しております。
委 員	大阪の営業所、物理的な障害がある場合、そこから、大阪の営業所から来られるわけですか。
実施機関	元々大阪の方にもS E があります。ただ、今回の業者の方におきましては、私ども当該システムのリープルといったシステムを使っております。その中で、一応、東京の方に専門のS E がありまして、そこから導入されてる自治体におきまして、そういうリモート等を活用しながらまた、そこからの指示で行っておるといところです。また、時によりましたら、大阪のS E を派遣して、その指示によりましてですね、保守等管理を行っておるとい状況でございます。
会 長	よろしいですか。ちょっと確認しておきたいんですけどね、中央図書館ってあるでしょう、中央図書館の他にこれにもありますように、公民館図書室とかっていうのもあるわけですね。ですから、中央図書館の他にいくつか図書館の機能を兼ねているところがあると。そういうところはみんなこのなんですか、LAN みたいなもので繋いでるんですね。繋いでて、パソコンっていうか、電算処理しているわけですね。だから、通常はなんかそれでもって、何も外部に繋ぐ必要はないってことになるわけですね。正常に機能していたら。ですが、その際にもし故障が起こった時に、このなんていうんですか、図書館の業務をされている方などではちょっと直しにくいということで、図書館業務の電算処理するようなシステムを構築してくれたのが、この会社ということになるわけですね。そして、その会社が一応は、非常時の為に繋げるようなシステムになっていると。こういうふうに理解したらいいわけですか。それでいいですね。それで結局、これまではなかったわけですね、そういうシステムは。今度それを採用するということですね。以前のシステムはどうなってたんですか。
実施機関	一応、以前のシステムにつきましても、保守管理といったものをしておりました。その会社は、今回提案させていただく会社と違いまして、また別の会社です。そこでは、やはり先程の大阪にS E 等がありまして保守を行っておりました。ただ、やはりそういったいろいろなトラブル等が発生する中で、当然先ほど館長の方が説明しましたように、故障の発見、そこからの連絡、大阪から来るといいますがすぐに来れない、そこからの到着後の原因の発見、そこからの復旧ということで、時間を要したということで、市民サービスの低下を招いたといったことがあります。その中で今回のより速やかに、市民サービスの低下を招かないようなという形で、リモートメンテナンスによってですね、早期の原因発見とシステム復旧ということで、それにつきましても、あくまで常時接続ではなく、必要な時のみ接続する、切るといった形で、セキュリティ保ちながら行っていきたいということでございます。以上です。
会 長	はい、委員どうぞ。
委 員	現在のやり方は、今ちょっとおっしゃったんですけども、今現在のやり方をもう少し詳しくと、実際に障害が起きる、過去にも多分起きてる

	<p>と思うんですけど、その辺の頻度はどれくらいなのか。例えば、1回起きたら、今現在だったら、多分会社から人が来てくれるんですよ、その場合に復旧までにどのくらい時間かかるのか、その辺をちょっと。というのは、これをするによってどれくらいのメリットがあるのかなというのを判断したいのと、もう1点は、今現在、人が多分来てもらっていると思うんですけども、その時にも個人情報にもアクセスできるんだと思うんですけど、その辺の事をちょっと教えていただきたい。すみません、沢山になりすぎて申し訳ないです。</p>
実施機関	<p>ちょっと、聞き逃した点があるかわかりませんが、またよろしく願います。今現在のやり方といたしましては、事例と致しまして日々、業務サーバーコンピューターシステム自身が、一定時刻、夜でございしますが、まあ早朝とっていいんですか、更新等行っているわけでございます。その後、再起動ということで、更新データ終わりましたよ、また立ち上げということで、その中で不具合等がありまして、立ち上げはできるけども、次の展開にいかない、貸出返却等ですね、業務のサービスメニューにいかないといったことで、不具合等が2回発生したり、また一方で自動音声オートシステム、といったサービスがございします。まあ電話でのサービス案内等でございます。そういったものにつきましてもやはりそれ自身も、サーバでございまして、そういったものが立ち上がらなかったといった事がございします。その中でこちら側も、一応電話でもって、リモートメンテナンスが行えませんが、この状況ですよということで、こちら側で把握できる段階等の話しをする中で、こういう状況になっていきますと。こちら側もなかなか専門用語といいますか、英語の文字ばかり出てきますのでね、これが何を指しているのかわからない、これを向こうに伝えながら、原因究明を電話でもって行っておるといことです。ただ、やはり9時、10時に近づいてくる中で、こちら側も焦ってくるわけなんです。その中で、一応、これが正常な立ち上げ動作がいいのかどうかわかりませんが、その中で、一応相談をして、電源をもう一度入れ替えて、もう一度立ち上げていく、そして正常な状態で動かしていくといった形をとらしていただいたことがございします。その元に、一応、その段階においては、システム自身は動いていくわけでございますが、こういったことが2回あったわけですけども、どうして起きたのかなということにつきまして、それで一応復旧できましたので、すぐにその原因究明というのが、どれくらいの時間差でくることによって原因究明ができるのかという状況もあるんございしますけども、それが今も、やはり外部環境の問題か、システム上の問題かをちょっと切り分けができない中で、運用しておるといところでございします。また、そういう中で、SEさん等がこちらへ来られるわけでございますけれども、当然個人情報へのアクセスといったことにつきましては、当然システム構築の段階につきましては、当然やり方が違いますので、その場合においては、一定個人情報の制限につきましての制約等をいただきながら、また立ち入りの時刻、名前等を管理しながら、作業していただいたということでございします。今回、考えられることにつきましては、あくまでシステム運用上の障害といった形になってこようかと思っておりますので、個人情報の部分の領域までは、操作作業領域としては出てこないのではないかな、というふうな判断をしております。ちょっと質問項目漏れておりましたらですね...</p>
委員	<p>今、2回あったとおっしゃったんですけど、このシステム構築してから2回あった、2回だけあったということですか。</p>

実施機関	ええ、そういうことです。あと、メリットとしましては、先程から何べんも繰り返しておりますけど、早期に原因究明ができ、発見が出来、またシステム復旧ができる。そして、それによって市民サービス低下を招かないといった形、ということになるのかなと思います。
委員	ちなみに、その2回あった時にはどのくらい止まったんですか、丸一日貸出しが出来ないとか、そういう状態になったんですか。
実施機関	あの、先程もちょっと私、言葉が上手くいきませんでして。現実には9時前ですか、こちら側で一応立ち上げは出来た、いつも通りの画面が出てきた、これから図書館システムを行っていこうかなといった時に、次の方へ操作が進まないといった形になりました。その時にちょうど、中央公民館図書室も9時から開いておりますので、まあ図書館の場合は10時からですので、開館が。ちょっと慌てなあかなということ、中央公民館からも、やはり不具合の情報がこちらの方に入ってきております。一応、図書館側でも障害の事は発見しております、ということでこちら側から東京のSEの方に連絡を取りまして、今の状況というか、形で、あの時はモニター画面を使いまして…。すいません、あの時は、端折って言っていきますけども、原因究明がしっかりできない中で、先程言ったシャットダウンしたということで、改めて立ち上がるということが10時ギリギリに出来たということなんです。その作業は、図書館職員の方で電話でのやり取りで行ったということです。
委員	はい、わかりました。
会長	委員、よろしいでしょうか。
委員	はい、結構です。
会長	他に何か、ご質問ありませんか。後でご審議いただく時に、聞き漏れのないよう、お尋ねをこの際しておいていただきたいと思います。
委員	この費用面などは、どうふうな感じになってるんですか。リモートメンテナンス、これオプションであるわけですか。
実施機関	費用面につきましては、一応保守管理といったことが、向こうの一つのまあ付加価値ということで盛り込まれておりまして、これを行うことによって増になるというようなことはありません。
委員	今までと比べて、費用は大分かかるんですか。
実施機関	それについては、同じ同額でもって対応できると聞いております。
会長	よろしいでしょうか、他にお尋ねをする点はございませんか。それではですね、これで後、条例の13条のですね、電子計算機の結合による提供の禁止の例外の諮問に対する検討を委員の皆さんができそうでありますので、どうもご説明ありがとうございました。そうしたら、一応ご説明終わりましたので、後まで待っていただく必要はないので退室していただいて結構ですよ。どうもありがとうございました。
	実施機関（中央図書館） 退室

会 長	<p>それでは引き続きですね、後先になりますが、27号の諮問事案について、後期高齢者医療制度における個人情報の取り扱いについてということで、この諮問は先程もご説明ありましたけど、電子計算機の結合による提供の禁止の例外の件と、それから目的外利用というか、外部提供ですね、外部提供に関わるそういう審議の必要性ということがあります。それから、また本人への通知もあるわけですけれども、それらをひっくるめて、これからご審議いただく前提としてのご説明を、市民生活部の保険年金課の方からいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。資料は我々の方にここにいただいておりますので、その資料はご利用いただいで結構です。</p>
実 施 機 関	<p>はい、それでは後期高齢者医療制度における個人情報の取扱いについて、お手元にございます諮問書に沿ってご説明させていただきます。座って説明させていただきます。本諮問事項は、兵庫県後期高齢者医療広域連合への個人情報の提供についてと、提供する個人情報の電子計算機処理ということでございまして、川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号および第2項にいう目的外利用提供に関する部分と、同条例第13条第2項の電子計算機の結合に関する部分についての諮問事項でございます。関係する所管課といたしましては、市民生活部保険年金室保険年金課、市民生活部生活文化室市民課、総務部税務室市民税課ということで複数に跨るものでございまして、本日は当該制度の主体となります当保険年金課において、各課を代表してご説明にあたらせていただく次第でございますので、どうぞよろしくお願ひ致します。それでは以上を、「インデックス1」から「インデックス5」の付属資料により、ご説明申し上げます。まず、「インデックス1」の後期高齢者医療制度の概要からでございます。1ページを、医療制度の改革のあらましでございますけれども、平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律、いわゆる医療制度改革関連法が成立いたしました。この趣旨は、国民皆保険制度を堅持し将来に渡り、医療保険制度を持続可能なものとするため、医療費適正化の総合的な推進、新たな医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置を総合的に講ずることとなっております。次に、2ページをお開きください。新たな高齢者医療制度の創設であります。これは先程の医療制度改革の大きな柱であり、今回諮問させていただく項目の後期高齢者医療制度のことです。この制度は広域連合を設置して、その運営は兵庫県内の全ての市町が加入する広域連合が行います。この制度における被保険者、いわゆる保険の加入者の意味でございますけれども、被保険者は、原則広域連合の区域内の75歳以上の方となっております。区域内とは、兵庫県内全ての市町を指しております。患者負担、患者さんが医療機関に支払う医療費の一部負担金のことでございますけれども、患者負担としては原則1割で、現行の老人保健制度と同様でございます。保険料といたしましては、先程の患者負担を除き、1割を保険料で賄うこととなり、残りは国、県、市の公費が約5割、現役世代、現役世代と申しますのは、今の既存の各医療保険からの支援金が4割の財源構成であります。保険料は所得に応じたものと、一人当たりの配分が同等で構成されており、県内は均一の保険料率を原則として、年金からの天引き、いわゆる特別徴収が基本となります。この制度の基本的考え方として、厚生労働省のホームページによりまして、世代間の負担の明確化や制度運営における責任主体の明確化がうたわれております。それでは、この制度の新旧につきまして、次の3ページの図を参考にご説明申し上げます。図の左側が現行の老人保健制度でございます。表の下の方に国保、被用者保険というように区分を区別しております。</p>

この表の意図しておりますところは、75歳以上の老人保健制度の方は、それぞれ既存の公的医療保険に加入し、保険料の負担を行っていただいておりますけれども、医療の給付は市町村実施の老人保健制度から給付を受けておられます。従いまして、現在医療機関では75歳以上の方はそれぞれ加入の健康保険証と老人保健の医療証を提示することによって、治療を受けていただいております。次に右の表をご覧ください。これは改正後の制度でございます。75歳を区切りに表下の医療保険制度と区分けされた独立した制度となり、保険証も一本となります。従いまして、従来の加入する医療保険制度を脱退することとなり、新制度に保険料を納めるとともに、給付も新制度から受けることとなり一体化されることとなります。次に、4ページでありますけれども、後期高齢者医療制度運営の仕組みでございます。表の全市町村が加入する広域連合の財源内訳につきましては、先程2ページのところでご説明させていただいたところでございます。75歳以上の方の保険料は、広域連合へ納めることとなります。また、医療保険は後期高齢者支援金を支払うこととなりますが、各医療保険加入者からは支援金分として、明確に区分した保険料を各医療保険が徴収することとなります。5ページに移らせていただきます。ここでは、現行老人保健制度と後期高齢者医療制度の主なものにつきまして、比較形式でまとめさせていただいております。この項目にございます対象者、財源構成、患者負担の部分につきましては、先程からのご説明の通りでございますが、それ以下の運営主体、資格管理、医療給付の管理等、市町村が個別に管理することなく広域連合に集約され、運営責任の明確化やスケールメリットの効果などが期待できる制度設計となっております。6ページをお開きください。ここでは、広域連合について記載させていただいております。この制度は、多様化している広域行政事業に適切に対応するとともに、国等の権限を受けることができる組織として、平成6年の地方自治法の改正により創設されました。特徴は記載のとおりであります。地方公共団体としての制度上の位置づけは、下の方の「3. 制度上の位置づけ」の太字でございますけれども、ここにありますように特別地方公共団体の一種でございます。身近なところでは、その太字の広域連合の上にあります一部事務組合としては、猪名川上流広域ごみ処理施設組合がございます。これは川西市、猪名川町、能勢町、豊能町の一市三町で組織しております。平成21年度の運転を目指して業務に取り組んでいるところでございます。7ページに移らせていただきます。こちらの方が、兵庫県後期高齢者医療広域連合の組織体制でございます。この組織は法で義務付けられたものであり、全国47都道府県で全ての市町村が加入したものが、同様にすでに平成18年度中に設置されております。ここにもありますように、広域連合には議会があり、定数は41人で、兵庫県下全市町各一人ずつが選出されております。この定数は、各都道府県により各々異なっておりまして、一律ではございません。また広域連合には、首長として広域連合長や、副広域連合長一名、事務局としましては、県下41市町から派遣された者が当たることとされております。行政機関としては、選挙管理委員会など全てにおいて市の組織と同様なものが設置されます。従いまして、例えばと、考え方としましては、後期高齢者医療制度という分野におきます役所の本庁が広域連合とするなら、各市町がその支所的な役割、窓口な役割を果たすのということになるのではないかと考えております。8ページをお開きください。ここでは、当該制度の法成立から法施行までの広域連合スケジュールを記載させていただいております。ここにもありますように、昨年6月21日、健康保険法等の一部を改正する法律、いわゆる医療制度改革関連法が成立し公布されました。その後、兵庫県

におきましては、9月に41市町が連合設立に向けた準備委員会を立ち上げ、広域連合の設置に必要な広域連合規約をまとめ上げ、12月には全市町の議会の議決を経て、平成19年2月1日に正式に設立されました。その後、広域連合長や広域連合議会議員の選挙を行い、3月29日には広域連合としての初議会を召集し、必要な条例等を可決しております。今年度に入りましてからは、来年4月からの施行に向けたさまざまな準備行為を行ってまいります。11月頃には広域連合議会が召集され、加入者の方の支払う保険料についての条例が審議される予定であります。それでは、次にインデックス2の提供する個人情報についてご説明申し上げます。ここでは、この後期高齢者医療制度を運営するに当たり、必要な情報を列記させていただいております。これらは加入者の方の資格、保険料算定、医療費の給付のための情報でございます。9ページ以降に一覧で記載しておりますが、これは厚生労働省が電子計算機システムとして設計したものを元に本市として必要のある情報を列記しております。具体的には、9ページは住民基本台帳情報、外国人登録情報、住民登録外情報であります。この住民登録外情報といいますのは、老人保険施設などに川西市から住民票を移して入所しておられる方などの情報でございます。10ページでは、所得・課税情報を列記しております。保険料の賦課や、所得段階別の医療給付に必要なデータであります。11ページでは、期割情報として市において徴収する保険料の徴収方法等についての情報及び収納情報を。また、12ページにおきましては、滞納者情報、これは保険料の収納や滞納状況により、給付に影響する場合があります。13ページでは、高額該当情報として、現行制度の高額医療費については新制度に引き継がれることとなり、現行制度、新制度を通算して高額医療費として支給することとなるものでございます。14ページでございますが、老人保健情報であります。これは現行制度が新制度に移行する内容であります。新たなものとしたしましては、広域連合への保険料でありまして、資格や給付に関するものは新制度へと引き継がれるものでございます。最後に15ページは、生活保護や転出者などの適用除外者管理情報でございます。以上が、今回の後期高齢者医療制度において、兵庫県後期高齢者広域連合に提供しようとする個人情報の内容でございます。それでは、次に「インデックス3」におきましては、この提供する個人情報の電子計算機処理と、個人情報保護対策が必要になって参りますので、これらにつきましてご説明申し上げます。16ページのオンライン接続方式によるシステム連携図をご覧くださいませでしょうか。図の左から、既存住民情報システム、後期高齢者市町村システム、後期高齢者医療広域連合電算システムであります。まず、データの流れでございますが、既存住民情報システムから当該制度に係る先程来の必要な情報を抽出いたしまして、後期高齢者市町村システムにおける市町村システムサーバに格納いたします。そして、そのデータを広域連合システムへ送信します。広域連合システムにより、処理された情報は市町村システムにて加入者のサービスを行います。市町村システムのサーバと広域連合のサーバとの通信は、市町村システムファイアウォールを経由して必要な通信以外は不可能な設定とします。このシステムのセキュリティ基準といたしましては、17ページにありますように、全体としましてのセキュリティポリシー、全体構成の説明、物理的セキュリティ、人的対策、技術的セキュリティに基づき運用しようとするものでございます。次に、18ページの本人通知の有無についてでございますが、当該後期高齢者医療制度につきましては、現行老人保健法によるサービスが新制度に受け継がれると共に、その加入につきましては本人の意思と関わりなく、強制加入が基本でございます。しかしながら、法的に強

	<p>制であるとはいえ、市民の皆様には十分にご理解をしていただく必要があるということは重々承知しているところでございまして、本市におきましても、実施主体の広域連合とは別に市独自においても、市広報や市ホームページを活用するなど、また医師会等への協力依頼を働きかけていくことなども考えておりますので、ご理解賜りたく存じます。なお、市広報においては、現時点におきまして、既に6月号への掲載を済ませており、この後、12月、翌年3月には特集号も計画しているところでございます。また、個別的には保険料の決定通知や、保険証の送付時におきましても、保険料の算定交付期や給付の種類等々につきましてもの周知は図らなければならないことから、この点においても、当該個人情報の取扱い、提供については本人が知りうる状態になるものと考えております。以上のようなことから、本件につきましては、個人情報保護条例第10条第2項の規定にありますように、この個人情報保護審議会におきまして、本人の通知の必要性のないことをご理解賜りたく、本人通知を省略させていただきたく諮問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、付属資料には、まだ「インデックス4」と「インデックス5」がございしますが、これらにつきましては、参考資料という位置付けで、「インデックス4」には高齢者の医療の確保に関する法律の抜粋を掲載させていただいております。この法律においては、第138条の資料提供等という規定が参考になるのではないかと考えまして、この規定に付随する部分を21ページに関係法令という形で載せております。そして、最後の「インデックス5」でございしますが、ここでは兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を参考資料として掲載させていただいております。以上で、長々とした説明になりましたが、これで説明の方終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。今、後期高齢者医療制度における個人情報の取扱いについてというご説明いただいたんですけど、委員のみなさんから、何なりとご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>確認させていただきたいんですけど。まず、最初にインデックスの2のところ提供情報が出てくるんですけど、これ、現在の住民基本台帳情報というのは、戸籍課やたっけ、市民課が持っているわけですね。そういった、様々な情報をまず集めて、川西市の後期高齢者医療システムの方に一括するというパターンが、まず第一段階であるわけですね。それを更に、今度は広域連合に差し出すと、いうもう一段階まだあるんですよね。これはパソコンで繋いで、こっち側から向こうにやるということを、ここで諮問されて承認するということを求められているんでしょうかというのを確認したいのですが。要するに、市のいろんな実施機関から、いろんな情報をまず一つ集めるということですね。その元で集めたものを更にもう一回外へ出すということを諮問されていると捉えていいんですかね。</p>
実 施 機 関	<p>はい、ご指摘のとおりと考えています。</p>
会 長	<p>ですから、例えば、税務課の持っている情報ってありますな、それについて広域連合が、税務課と直結しているんじゃないかと...</p>
委 員	<p>市町村システム、川西市の高齢者医療システムの方に、まず差し出す</p>

	<p>わけですよ。そこで集まった情報を、もう一回、広域連合の方へ差し出すわけですよ。二段階あるってことですよ。要するに。</p>
会 長	<p>ということで、よろしいんですか。</p>
実 施 機 関	<p>はい。</p>
委 員	<p>広域連合が、こっちにアクセスしてますわね、常時。その場合に、今おっしゃったように各関係部署が3つ、それぞれのシステムに入るといふんじゃないんです。</p>
実 施 機 関	<p>市のシステムサーバには、広域連合からはアクセスできない仕組みになっております。従いまして、市から送る、アクセスして送る、広域連合の処理されたデータは、市からアクセスして入手するという形でございます。</p>
委 員	<p>という、ここの構図では、これが要するに、今おっしゃった一段階ここで集めて、これを向こうへ送るといふことですよ。</p>
実 施 機 関	<p>それは、こちらからの指示で、広域連合側からは勝手には取れないという仕組みでございます。</p>
委 員	<p>広域連合側からは、 のやつですよ、16ページの流れの中の点々のについては、広域連合の方が随時送ってくるのじゃなくて、川西市の側が広域の方に入って取ってくるという形を取るんですか。向こう側が送るんじゃない、こっち側からアクセスして向こう側から情報を取るといふ方法になるんですか。</p>
実 施 機 関	<p>ご指摘のとおりです。</p>
委 員	<p>ということは、広域連合の方から市町村システムサーバの中には入れないと先程から言われたとおりで、川西市から働きかけないことには向こう側からの情報は取れないし、向こう側に情報送ることもできない。つまり、広域連合の方から自動的に川西市のサーバに入って情報を持って行くことができないと。</p>
実 施 機 関	<p>ご指摘のとおりです。</p>
会 長	<p>今の話はあれですよ、接続するといっても、川西市の方から何か働きかけて、その際に広域連合が情報を取ることができるという意味になるわけですよ。</p>
委 員	<p>イニシアチブは、全部、川西市が持っている。</p>
会 長	<p>川西市が今から送りますよと行って、送りますよということで向こうが使えるわけで、送りますよと行わない時には、向こうがアクセスしても繋がらないと。こういう事になってるってことですよ。</p>
実 施 機 関	<p>ご指摘のとおりです。</p>
委 員	<p>電話で、こんなものいるから送って頂戴と行って、初めて送れるって</p>

	<p>ということですよね。向こうからもこういうものを送りたいんですけども、こっち側から送られへんから、川西の方から取って頂戴と言って、初めて川西市が取るという、そういうシステム。</p>
会 長	<p>これは、簡単な別表がないもので、分かりにくいんですけどね…。</p>
委 員	<p>作れない、これは。ものすごい情報と、ものすごい実施機関があっても、まだ高齢者医療システムというのを作らないといけないわけですよね、川西市の側でね。そこで、一括しますというのがまずあって、更にそこからもう一回外へ出すという…。</p>
会 長	<p>だから、その関係所管課って書いてあるでしょう。この関係所管課というのはね、それぞれその税務課が、何か広域連合に提供するというような意味に取れるんですけどね、この三つのものをまとめて、そして年金室の保険年金課が所管するといったら、他のところは目的外利用になるってわけやね。目的外利用になって、諮問せなあかんって話じゃないですか、そしたら。</p>
委 員	<p>だから、それも入っているんですよ。諮問に。</p>
会 長	<p>これも入っているんですか。</p>
委 員	<p>だから、それプラス、コンピューターに繋がりますから、このオンライン13条の関係も入っていくんじゃないかという話で。</p>
委 員	<p>これは、法令で決められてるってことではないんですか。</p>
実 施 機 関	<p>はい、先程ご説明しましたように、後期高齢者医療の確保に関する法律で、いわゆる老人保健制度がそっくり移っていきますので、その法律の中で、給付のあり方も引き継がれていきますし、そこで保険料も賦課するということが明記されておりますので、言ってみたら法で定義されていると考えていただいたら…。</p>
委 員	<p>システムは、例えば市町村でこういうシステムを作りなさい、で所管するのは、広域連合の方で所管しますという、システムは法令で、今見たら書いてあるんですけども、情報を集めるとは書いてない。ていうかこれが法令で、例えば市町村システムで集めた情報を広域連合に送れということは法令で書いてない。各、その例えば、市民課であるとか、税務課であるとか、その保険関係で実施機関の持っている情報を市町村のシステムをここに集めなさいていうのも書いてない。だから、それはそれぞれの市町村の個人情報保護条例に基づいて適正にやりなさいと。</p>
委 員	<p>おっしゃるとおり。</p>
委 員	<p>だから、システムは作られてあるけども、情報については、それぞれの市町村及び広域連合の条例に基づいて管理しなさいという、まあこれもだから国側がよくやる責任転嫁の方法ですよ。</p>
委 員	<p>いや、しかしね、仮にね、これ外部提供だめってことは言えないんでしょう。</p>

委 員	言えない、言えない。
委 員	言えないんでしょう。これは、広域連合がもう出来上がっている以上は、そこへ情報提供することは、この審議会でだめだというふうには言えないわけですよ。
委 員	だから、そこが難しい。
委 員	言えるんですか。
会 長	なぜかと言ったら、オンラインの問題という話になるわけでしょう。
委 員	いやいや、提供自体がだめだと、外部提供だから。
会 長	外部提供自体がだめだとはいうのは、ちょっと想定外になるわけでしょうな。
委 員	言えないんでしょう、だから。
委 員	それでね、法令で命じられているか、法令で規定されてるというように取るか取らないか。それは、ここでこういう場で、一応、審議をしてOKを出しなさいということなんです。要するにその…。
会 長	広域連合というものが立ち上がって、そこで後期高齢医療については全てやっていくということで、これは広域連合に入ることについては、もちろん川西市の市議会でも了承しているということになるわけやね。
実 施 機 関	広域連合の設置は、法定されております。加入も法定されておりました、規約は…。ただし、広域連合自体の自治法は任意的の要素も含んでおりますので、広域連合規約は各市町村でその連合に加入することの議決を経ておるといことです。
会 長	それがあつてですね。だから、その時にそれを利用するやり方としては、オンラインでやれということまで法律が言ってるわけじゃないんですな。
実 施 機 関	そうございます。
委 員	だから、オンラインでやることは、任意のやり方…。
委 員	そのことの審議をここでやると。個人情報保護条例に基づいてやるという…。
委 員	そうですね。データの提供自体は、もう仕方ないわけですよ。
委 員	というより、ここで認めなしゃあないです。
委 員	それはもう前提になって、広域連合ができているわけですよ。このシステムがいいかどうかということも含めて、これじゃあ、うちとは出せませんなということ出来るわけですか。

実施機関	法的な厳密な理解としましては、可能かとは考えております。
委員	提供も駄目ってことを、言えるわけですか。
実施機関	我々は、そういう諮問はさせていただいておりません。
委員	いやいや、理論的にはいけるってということですか。
実施機関	かなという、まあ...
委員	まあ、諮問はお願いします、出せるようにしてくださいという諮問ですから、そんなことは到底言えないんですけども、ただ審議した結果、ここでこういうずさんなシステムでやられたんじゃ、うちの市ではやってられんということ、出せませんという、出さない方がいいという結論は出せるということですよ。でなかったら、全然、諮問されてる意味がない。
委員	そのデータ出すのは仕方がないとして、逆にデータの使い方なり、広域連合で使い方なりについて、市の方から広域連合に、例えば注文をつけるとか、その辺が言えるだけなのかなと。
委員	だから、資料の後ろに、広域連合の個人情報保護条例が。出しても安全ですねということを確認しましょうと、しなければならぬということなんです。
会長	だから、そもそもね、今、75歳以上の人は、どういうふうなシステムで、医療保険を使っているかということちょっと考えてみるとね、殆どが国保になるわけですよ。
実施機関	そうですね、9割がた。
会長	殆どの人が、まあ退職している人が多いからね、国保というのは、川西市がまあ所管してやってるわけですけども、その支払いやなんかはみな連合会に委託してやっているわけですよ。そうでしょ。
委員	医療費の...
会長	だから、その連合会に今委託している時には、これ類似のものがすでにオンラインで繋がっているんじゃないの。
実施機関	いや、繋がっておりません。
会長	それは、オンラインが繋がっていないわけ、今まだ。
実施機関	まだ、紙ベースでございます。
会長	そう、紙ベースでやっているの。
実施機関	レセプト電算化は、もうちょっと先になります。
会長	そうなんですか。だから、それと比較すれば、ちょっと今度はなんで

	すか、後期の場合の保険料は、誰が徴収するんですか。やっぱり、川西市が徴収することになるんですか。
実施機関	賦課は広域連合で、徴収は市が行います。
会長	徴収は、やっぱり市が行うということになっちゃうわけですね。ですから、そういうことでは、今の国保やなんかと比較的また似てるわけですよ。
実施機関	そうですね。
会長	支払いとかですね、そのことは、みな広域連合でやってもらおうということで、まあ国保団体連合会が広域連合になったような感じなんですな、早い話がね。いずれ国保団体連合会もこの一元化ということでね、県下全体を一括して、その同じ保険料でやろうかという話が、多分出ていると思うけどね。ですから、兵庫県下全体を一括して、この後期高齢医療の制度をやろうということで、そのための広域連合ということが立ち上がっているというふうに理解したらいいわけですよ。そこへデータを送ってやらんと仕事が出来ないわけ。そこに送るんだけれども、その国保やなんかオンラインになってやっているんだしたら、その類似のものでわかりやすいんですけども、それはまだ紙ベースなんです。全ての自治体が紙ベースじゃないんでしょう、この兵庫県下で。
実施機関	保険医療機関で、一部そういうレセプト電算化というのが出来ておるところもございます。全面的には出来ておりませんで、尚且つ、市町と国保連合会を結ぶという、それらで結ぶのもまだでございます。追々そういう計画は、おっしゃるとおりでございます。
会長	そうですね。これは、むしろなんていうか、そういうものを先行する格好になるということになりますよね。
実施機関	まあ、言ってみたら、そういう要素は強いと思います。
委員	新しいシステムを作ったら、そっち側に全部位置替えしやすい。
会長	大阪の場合はね、電算システム...、確かかなりやってるはずなんですよ。
委員	全市でやってるわけではないと思います。
会長	国保連合会との間のやりとりはね。
委員	特に、レセプト関係は、個人情報になる可能性が高い。
会長	他に何かご質問があるかと思いますが、いかがでしょうか、何なりと、この際お尋ねいただきたいと思います。
委員	9ページの表の 2の個人番号ってありますが、この個人番号ってのは何でしょうね。
実施機関	これは、市民課で打っております、個人の単なる番号でございます。

委 員	住基ネットのコードではないんですね。既存の住基システムの番号ってということですか。
実 施 機 関	そうでございます。
会 長	具体的にどういうふうに提供するのか、ちょっとわかりにくいところがあるようにも思うんですけども、一人一人のファイルみたいなものがそこに出来上がって、それを向こうが利用するってことになるんですか、それを送るってことなんですか。
実 施 機 関	これから審議いただき、ご了解いただいた後、そういうシステム設計等にかかっていかなければなりませんので、ご理解賜りたく思います。
会 長	どういう格好で、どういうシステムで送るのが、ちょっとわかりにくい。提供するのかわかりにくいんですけどね。
委 員	これだけの9ページから15ページまでの、こんだけの情報がいろいろあるわけですね。ただ、ダブっているものもありますよね。そういったものを統合して、集計して、75歳以上の人の方の個人情報全部そこへ集められると。それを連合へ提供すると。そういう感覚でいいですか。
実 施 機 関	それは、そのとおりです。
委 員	そのとおりですか。
委 員	でも、ここに上がってくる情報というのは、殆どすべての個人情報ですよ。
委 員	全部ですよ。
委 員	この中ですね、例えば9ページの、さっきの個人番号とですね、10ページの2番にも個人番号があったり、13ページの2番にも個人番号があって、14ページの2番にも個人番号、15ページの1番に個人番号ってあるんですけども、これ全部同じ番号なんですか。
実 施 機 関	はい、一応、同じと考えております。市民課の個人番号と考えております。
委 員	全部、同じ番号ですね。この個人番号で、データマッチングされるわけですよ。
実 施 機 関	はい。市民課の番号を基に、全て個人を限定していきます。
委 員	その個人番号ないものがありますよね、例えば、その滞納者情報ってというのは、個人番号はないですよ。12ページの滞納者情報には、個人番号ないんですけども、あるいは11ページの部分にも個人番号はないんですけどね、こういうのはどうやって突合していくんですか。
実 施 機 関	あの被保険者番号は広域連合が設定して参りますので、それによりまして、被保険者番号イコール、また賦課の決定等々に繋がってまいりま

	<p>すので、それからの徴収の利用という形になるかと考えております。一定名寄せできた段階で広域連合へ送りまして、そこで被保険者番号を持って、お医者さんに保険証を持ってかかっていることになりまして、被保険者番号というのが保険医療機関には、ちょっと必要になってまいりますので。</p>
委員	<p>今の保険証とは、違う保険証になる。その番号を広域連合の方からもらわないと、全部がこれ被保険者番号でしょう。</p>
委員	<p>それを、またこの既存の個人番号にリンクさせるわけですか。</p>
実施機関	<p>そうですね、ですから加工処理されて、広域連合におきましては、被保険者管理のまたファイルが作られることになりますので、それを基に賦課し、それから医療費を給付し、保険料を徴収させていただくというシステムがまた別途動いていくことになりますので、必ずしも個人番号全てに、ずっと繋がっていくシステムではないと考えております。</p>
委員	<p>だから、16ページの図でいうと、 のシステムと、 のシステムで川西市の後期高齢者医療システムの方に繋いでデータを集める時には、個人番号があるんですよ。それで、アイデンティティーが全部、アイデンティファイされちゃうんですよ、一人の人間に。そのデータを今度は、 の方から送るわけですね、広域連合に。で、広域連合の方は、またそれをまた加工して、その広域連合のほうの被保険者番号かなんかを付けて で送り返してくる。それを基に、今度は川西市のシステムが、金を集めたり、金を集めるというシステムになるわけでしょう。</p>
委員	<p>徴収金額も、もう連合から決められてくるわけですね。所得とか、そういったものを基にして。</p>
委員	<p>だから、ここで提供するって形のやつっていうのは、あれですよ。今度は今度で、被保険者番号がやってきているんな、こっちの番号で全部動くことになるっていうことですよ。</p>
委員	<p>個人移動があった場合にね、被保険者番号と連動しているわけですよ。それは、どこで連動するんですか。</p>
委員	<p>広域連合の方でしょう。</p>
実施機関	<p>そうですね。</p>
委員	<p>じゃ、川西市から、例えば宝塚に移動したら、そいつが川西から宝塚に行きましたよっていう形で終わるんですね。で、今度は川西ではなくて、宝塚の方で取ってね、お金徴収して頂戴ねっていう話になるんでしょう。</p>
会長	<p>だから、被保険者証っていうのは、広域連合が発行するわけですからね、向こうの方で番号はみな統一的に県下全部付けるわけですよ。そうすると、川西市の75歳以上の人のAさんは何番だという、被保険者証番号があるわけで、それを送ってくるわけですな、ここへ。</p>
実施機関	<p>そのとおりです。</p>

会 長	そうすると、その番号と、今ここにあるような番号とをマッチングさせるというのは、川西市でマッチングさせるわけかな。
実 施 機 関	ですので、市から送ったデータで、被保険者管理は広域連合が行いますので、被保険者管理は基本的には、川西市では行いません。従いまして、送られてきた内容によって、持分の仕事を行っていくと。権原は、全て広域連合にあるという考え方でございますので、必要なデータを送って、そこで被保険者台帳を作成し、広域連合がすべての権限を行使するという形になってございます。
委 員	今年は、誰のお金を取らないとあかんのかというのを、川西市の方から働きかけてもらうというシステムですね。
会 長	簡単に言うと、向こうでその保険証を発行するでしょう、75歳以上の人の域のね。この人たちは、75歳だから75歳以上の人のデータを全部くわってことになるわけね、向こうが。その75歳の人誰が、どの番号やということ照合したりするのは、向こうでやるということだね。
委 員	いやいや、それは川西でやるんですよね。川西の75歳以上の人は、こういう人物ですよというのは、川西市でやるんじゃないんですか。
実 施 機 関	それは抽出して、サーバにため込んで...、はい。
委 員	それを広域連合が使うと。...広域連合の方に送ると。
実 施 機 関	そうです。75歳以上の方はもう申し訳ないですが、個人さんの自由意思が働かないという考え方ですね。
会 長	だから、何も無いわけですか。つまり、広域連合にこの人の情報をくわって言ってもね、余分な情報は行かないってことですかね、早い話が。そこのところが、ちょっと確認しておく必要があるっていうわけで、必要以上の情報がいくんではないかと危惧を抱く人がおると思うんですよね。その点はそうではなくて、向こうから来たものについて必要なものというのは、川西の方が判断するということになるわけね。今の話では。つまり、向こうから保険証のこの人についての情報をくわって言ったら、ここに書かれているようなものを、結局、川西市が取り出して、そして何かファイルみたいなものを作るんですかね、その一人の人の。だから、例えば何ていうんでしょうかね...
委 員	75歳以上のリストを作って、その人たちの一連の税金だとか、その番号だとかを、全部、広域連合にパーっと渡すのではなくて、ある特定の75歳以上の人の、ここの名前だとか、住所だとかいうのを、川西が作って、それを広域連合の方へ送るという形を取るとのことですかね。
会 長	だから、滞納してる人というのでもね、いつからいつまで、誰がどういう金額を滞納してるかとかね、細かいことがあるわけですよ。ですから、細かいことをやるとね、そこまで必要じゃないのも出るということがないかという。例えば、保険料の場合でもね、一応、三割負担になる人もおるわけでしょう。三割負担になる人は、なんぼ以上かとか、金額があるわけじゃないですか、一年の所得金額がね。そうすると、三割以上を取るという人は、この金額以上の人だということだけが押さえられ

	<p>ればいいのか、それとも一人一人の金額を押さえなければいけないのかということになるわけでしょう。そうすると、広域連合としては、そんな一人一人の金額まではいらんわけや、ほんまのことを言ったら、そうでしょう。なんか三割を取らなきゃいけない、そういう基準を超えてる人だけを知ったらいいってことになるわけでしょ、理屈を言えばね。だけど、その場合に所得金額を全部出すんと違う？</p>
実施機関	<p>それは、保険料を賦課させていただきますので、それは所得に比例した分ということでございますので、全ての所得を。確かに、給付の分におきましては、会長ご指摘のとおりでございますけれども。</p>
会長	<p>なるほど。大体、必要だということは誰も疑いを抱かないことだと思うんですけどね。ただ、セキュリティの点でね。我々の審議会はそういうことに意を配る審議会ですので、いろいろとご質問をさせていただいたということで、ご理解をしていただきたいと思います。他にいかがでしょうか…。委員どうぞ。</p>
委員	<p>2ページの2番、第1の2ですね、65歳以上の障害認定を受けたものの金額ということが入ってますけど、これちょっと意味が。それと、この中の情報の中には、いわゆる障害者のタイトル入ってませんよね、その関連はどうなんですか。</p>
実施機関	<p>65歳以上の方につきましては、一定の障害をお持ちの方は、現行の老人保健制度と同じ制度を受けられる状態になってございますので、いわゆる言葉はいいか別にしまして、まあ寝たきり老人という形で、75歳とは特例で65歳から74歳までの方で、一定の障害をお持ちの方は、老人保健法の適用を受けられるということでございます。</p>
委員	<p>ということは、今回の分も一緒に送られる。</p>
実施機関	<p>そうでございます。</p>
委員	<p>この情報も、連合へ送られる。</p>
実施機関	<p>今の後期高齢者に引き継がれますので。</p>
委員	<p>それは、このいわゆる適用情報の中に入ってるんですか。</p>
実施機関	<p>入ってございます。老人保健情報として入ってございます。</p>
委員	<p>老人保健情報…具体的には何ページなんですかね、ようわからない。</p>
実施機関	<p>14ページです。50番から。</p>
委員	<p>1級、2級、3級、この情報ですね。分かりました。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。何かまだお尋ねになっておられない方で、ここは聞いておきたいというようなところはございませんか。よろしいですか。それでは、質問も尽きたようですのでですね、これで我々の方として13条の2項、それから10条の1項3号ですか。それから、本人の通</p>

<p>実施機関</p>	<p>知ということですね。10条の2項ですね。3つのことについて審議したいと思いますけども。委員の皆様、これで充分審議できるということによろしいですか。それでは、市民生活部の保険年金課の室長さん以下、どうもありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>実施機関（保険年金課） 退室</p>
<p>会長</p>	<p>それではですね、また先程の28号の方に戻りまして、まず28号の案件の図書館システム保守管理業務に係る個人情報の提供についてということで、オンライン結合、13条の第2項で原則は禁止なんだけれども、法令に基づく場合の他、実施機関が公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められる時には良いということで、この件については審議会の意見を聞くということになっておりますので…。いかがでしょうかね。この点について先程の説明で、今言ったような、公益上の必要性があって、かつ個人情報についての必要な保護を講じられているということで、結合することに同意するということによろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>この横長ですけど、真ん中に提供する個人情報の内容ってありますけどね、これらの情報が向こうに提供されるんですか。</p>
<p>委員</p>	<p>いや、だから接続したら取れるってことでしょう。</p>
<p>委員</p>	<p>取れるって、それだけのことですね。アクセス可能だということですね。いちいち提供するんじゃないでしょうね。</p>
<p>会長</p>	<p>アクセス可能って意味でしょうな、これ。我々も図書館で借りるときね、あれ図書館、だけど生年月日なんかもみんな書かなあかんでしたかね。</p>
<p>委員</p>	<p>例えば、この業者と契約しますでしょ。一回障害が起きて、ここに見てもらいますやんか、その都度費用を払うという、そんな形になるんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>いえ、多分それは保守契約の中に全て統括されていると思います。ですから、例えば極端な話、月に何回起こってリモートしたところでも、その額が変動するというものではないと思います。逆に言うと、一回も起こらなくても、その含んだ金額を多分払うという、そういう契約をするというような形になるうかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>逆にさっきの説明では、ここの業者じゃなしに、他と今は契約してはる話してはったから、それすることによって費用は下がるんですか、その分だけ。</p>
<p>事務局</p>	<p>そこまでの予算までは把握できておりません。申し訳ございません。</p>
<p>委員</p>	<p>先程聴いていたら、年間じゃなく、これシステム開発してから、二回障害が起きて、そんなに大層な問題ではなかったと。必要ないなと思うんですけども、逆に、それが将来、一回も起きないという保障もない</p>

	<p>だろうし、もし起きた時に今までは1時間で、10時までに直ったやろうけども、逆に半日かかった、一日かかったということになると、利用者に極端に、これ、逆に図書館に来た人に、今日は駄目です、駄目ですという、そんなことせなだめなんで、そういう意味からしたら、まあしておく方がメリット、きちっとしたメリットがあるのかなど。それによって、費用もそんなに全然上がらない。逆に市民の利益を考えたら、いいのかなという思いはするんですが。</p>
委 員	<p>さっきの話でね、電源落としてもう一回上げたら、戻ったと。原因がわからない。後で、またSEに来てもらって、原因を突き止めてもらったという話ですけども。そんなんならば、もういいと思いますけどね。</p>
委 員	<p>なんで、この東京のここと契約せないかんのか、という疑問はありますけどね。すぐに来てもらえるとこと契約すればいいのですね。</p>
委 員	<p>基本的には、殆どこういうのは全部東京でしょ。ネット関係は。大阪とか、名古屋とか、地方に営業所みたいなのを置いて、システムエンジニアを何人が確保しているという。どっちみちコンピューターで繋がっているから、全部東京でいいわけですよ。</p>
委 員	<p>回線をパーっと繋いでですね、その中でパーっと補修していく、その来なくってもね。そのシステムです。</p>
会 長	<p>故障しても来ないんでしょう、この場合は。</p>
委 員	<p>いわゆる、ハードの問題は別としてですね。ソフトの面では、その場で向こうのエンジニアが中へ入ってですね、修繕していく。</p>
委 員	<p>事務局ね、この庁内のLANのシステムとかね、ああいうのはそういうところの会社に頼んでいるわけでしょう。それはSEが常駐しているんじゃないんです。もちろんここに。</p>
事 務 局	<p>常駐とといいますか、そのメンテのSEが常駐しているわけではなくてそういうシステム開発のSEは常駐しています。だから、保守とはまた別に切り離して、保守の場合は保守員が来て…。</p>
委 員	<p>だから、庁内のこの既存のLANの場合なんかは、メンテナンスはこういう形態になってるの。こんなんやってないんですよ。</p>
事 務 局	<p>リモートでは、やってないです。</p>
委 員	<p>やってないですよ、当然ね。そういう場合はどうなるの。朝、来てスイッチ入れたら、もう何か障害が出たっていう場合はどうなるの。</p>
事 務 局	<p>その障害に対するいろんな措置をしておりますので、当然、瞬時に把握をして、来てもらいますが、例えば極端な話9時から何分間かオンライン業務が止まるということはありません。</p>
委 員	<p>その場合は来てもらうんですよ、ここに。</p>

事 務 局	来てもらいます。ここにコンピューターがありますので、直接触ってもらわないと出来ませんので。
委 員	例えば、図書館でこういうことをしたからね、将来的には他の庁内のシステムもね、こんなふうにするってことは考えられますよね。
事 務 局	考えられますけど、ただシステムが多分複雑で、そういうリモート、もちろん技術の進歩はありますけれども、今の中でこういう住民情報システムをリモートでっていうのは、なかなか難しいのではないかなと思いますけど...
委 員	図書館は、一応、検索と貸出しぐらいですか。
委 員	割合、システムソフトの中身が簡単と言ったら怒られるけど、軽い。
会 長	リモートメンテナンスサービスの方が、コストはかからないってことなんやなそうすると。実際に派遣してするよりは。
委 員	いや、必ずしもそうじゃないですよ。
委 員	コストがかからないとか、なんとかじゃなくて、早いんでしょう。
会 長	早いのか、そちらの方がメリットが大きいわけか。
委 員	電話でどうしてください、ああしてくださいっていうよりは、向こうで直接できるんでしょ、それが。
委 員	ちょっと動けへんねんって電話かけたら、向こうでこっちへ入ってきて、勝手にやってくれるというね。
委 員	そうそう、今個人のパソコンでもそれ出来ますでしょ。
委 員	できますね。保守契約してたらね。
会 長	ということはですね、この28号諮問ですね、これを審議会としては良しとするという、お認めするという答申ということによろしいですか。
委 員	公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると。
委 員	提供する個人情報っていうのが気になるんですけど...
委 員	提供じゃない。
委 員	提供じゃない、閲覧できるという。
委 員	アクセス可能な情報。
会 長	アクセス可能な情報って意味ですよ。提供っていてもね、こっちが積極的に提供するわけじゃないんでしょ。特に、何か注文付けとくってことはありませんか。一応、お認めすると。13条の第2項の実施機関

	<p>公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられているというふうに審議会の方も判断すると。考えると、そういうことでよろしいですか。</p>
委 員	<p>この別紙が答申につくなら、これやっぱり「アクセス可能な個人情報の内容」というようにしといた方がいいんじゃないですか。つまり、外部提供みたいな感じになってますからね。</p>
委 員	<p>だけど、これは13条問題ですよ。10条の問題じゃないんで。</p>
委 員	<p>だから提供するって…。</p>
委 員	<p>だから、実施機関以外の者に提供してはならないですから、アクセスされて提供される可能性のあるものですから、書き方としてはこれで別に間違っていない。</p>
委 員	<p>これでいいかな。</p>
委 員	<p>10条規定ではなくて、これ13条2項の問題だと思う。適用条文が違いますんで、同じ書式を使うとこういうように入れざるを得ないだろうと思うんです。</p>
会 長	<p>じゃあ、これでよろしいね。</p>
委 員	<p>1点だけ、別にいいんですけど、事務局教えてください。例えば、これオンライン、モデムの電源スイッチを切り替えて、オンラインに接続したとしますよね、その段階でこの業者の職員が図書館に来てる13万人でしたかね、その辺のデータ、住所、氏名、生年月日、電話番号を一括して取ろうと思えば、短時間で取れるものなんですか。</p>
事 務 局	<p>実際にその回線にもよりけりだと思います。例えばアナログの回線ですと、瞬時に取るということは不可能でございます。高速回線とかを使えばできないことはないですけども、全部を取るというのは…。そんな瞬時、今の中で瞬時に取るというのはちょっと。</p>
委 員	<p>瞬時といっても、例えば10分、15分とか。</p>
委 員	<p>まだ直りまへんでって言いながらね。</p>
委 員	<p>そんなん現実に可能なんですか。</p>
委 員	<p>可能でしょ。</p>
委 員	<p>というのは、名簿に直接アクセスしたら、例えば図書館システムの中で13万人もの名簿あると思うんですけども、その辺に直接アクセスしたら。取れるのかなあ…。</p>
委 員	<p>例えば、障害を発見、どの箇所かと発見するために検索かけてみるとかですね、そういうこと当然やるでしょうし、そら可能でしょうね。</p>
委 員	<p>悪意をもってすれば、簡単に13万人取れるということですね。</p>

委 員	ダウンロードを簡単にできる。
委 員	全員でなくても特定の人をね。検索かけて、例えば市長の名前だけ入れて、その市長がどんな本借りたかといったことは可能でしょうね。
会 長	これは委託契約をしてだから、15条、16条の適用があるわね。16条の規定は罰則の規定が備わってますからね。ですから、そういうようなことがあった場合は、処罰の対象になるということになるから、それが抑止力として働く可能性はあるわけですね。それでは、28号諮問事案については審議会としては、これは13条の第2項の実施機関が公益上の必要であり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると、いうことはそのとおりである。したがって、オンライン結合は妥当であると、いうふうに答申するというようにさせていただきます。ありがとうございました。それでは、もう一つ残りました、27号諮問事案についていかがでしょうか。若干複雑で沢山の情報がオンライン結合される訳ですけど、これは法律でもこういう制度を作るつもり、各都道府県ごとに後期高齢者医療制度というのを一元化するということですよ。そこでひっくるめてやるということで。そうすると、それぞれの市町にはその情報を一応やらないということになるわけね。やらないっていても、手伝いはさせられるわけですね。保険料を徴収するというのは、市町村がやるわけですからね。本来のことを言ったら、広域連合の職員ということにして、職員がやってるやんっていう話が一番わかりやすいわけですけども、広域連合というのは全部管理するんだけど、保険料の賦課徴収は市町の手を通してやるということになっているわけで、何がなんでも、全部、後期高齢者医療制度についての事務は、広域連合がやるというわけではないわけ。しかし、主たるそういう制度の運用は広域連合でやって、それで電算処理システムを使うと。それで後期高齢者医療市町のシステムと、ここでいっている市町村のシステムっていうのは市町村って言うても、兵庫県は村はないんでしょうけど、市町のそういうシステムというのは、それぞれの市町にこれは新しく作るって事になるんですか、そのサーバーは。
事 務 局	そうです。
会 長	新しく作るって事になるわけやね。そこへ、3箇所在所管してる課のデータを持ってくるってわけやね。
事 務 局	そうです。
委 員	これが、まず目的外利用ですよ。
会 長	目的外になるわけやね。それも一緒に含んでいると。さっきの10条の第1項4号というの、その諮問の対象になってるということなんですけれども、それと併せて目的外利用して、そして外部に提供するためにオンライン結合するという、これについては先程のようですね、公益上の必要があって、かつ個人情報の措置が講じられているということかということで、目的外利用については、ちょっと何か違いますけど。個人情報取扱事務の目的以外の目的のため当該個人情報を利用し、または提供することに相当の理由があると。個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないということに当たるかどうかということですよ。3箇所にある所管課のデータをその一元化というか、市町村システムサーバー

	<p>に持ってくるということが目的外利用です。それと、外部に提供する場合については、公益上の必要があって、かつ必要な個人情報についての保護措置が講じられてるといふふうに考えると。これで併せてよろしいですか、そういうふうな答申で。その諮問に対して、諮問内容については審議会としても同意するということによろしいでしょうか。</p>
委員一同	はい。
会長	<p>ありがとうございました。そうしたら、これを同意するということでは、その場合に本人の通知ということでは、本人には通知しないという説明あったと思うんですけど、これについてもよろしいでしょうか。まあ本人には通知しないといってもいずれ分かるわけや、保険証が来るから。これは、特に本人への通知は必要はないということ、これもお認めするということによろしいですね。</p>
委員一同	はい。
会長	<p>ありがとうございます。それでは、一応ですね、以上本日の案件につきましては、二つともご審議いただいて、いずれも諮問は同意するということで答申を作りたいというふうに思いますので、どうもありがとうございました。そうしましたら、あとはその他っていうことになっておりますが、事務局の方でその他っていうのは何か用意してありますか。</p>
事務局	いえ、何もございません。
会長	それじゃあ、これで…。
委員	27号は目的外利用でいくんですか、電算機のあれではなくって。
委員	27号はどっちも入っていますよね。
委員	<p>ただ、さっきの定義には違うという話、違うのかどうか微妙なところがあって、あれはどういう趣旨なんですか。要するに、ネットワークに繋いだら、あっちからもこっちからも情報をやりとりできるということ念頭においてが13条で、こっちから一方的に出すというのは10条だという、そういう趣旨なんですか。</p>
事務局	<p>もちろん、おっしゃる通りの趣旨なんですけれども、基本的にはその結合という部分につきましては、やはりオンライン結合という部分には該当すると。一応は、実施機関とも協議の上そういうことで結論を出しましたので、今回この諮問としては、オンライン結合の部分と、目的外利用提供のどちらも入るということでご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>それでは、本日の第40回川西市個人情報保護審議会これで閉じさせていただきます。ありがとうございました。</p>